

2015  
November



# CLIENT



H27.11.05 No.290



## 弊法人からのご連絡事項

- ・ マイナンバーに係る年末調整改正点

P1・2・3

## 明日へのヒント

- ・ 歯科医院のホームページ活用術

P5・6

## Q&A ~皆様から頂くご質問にお答えします~

- ・ 年末調整に関するご質問

P4

## 弊法人からのご連絡事項

- ・ ホームページリニューアルのお知らせ

P7

### 同封物

- マンスリー・ワンポイント
- 請求書
- 年末調整給与支払報告書のご案内一式
- 医療費控除の冊子
- ホームページに関するアンケート



税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部



## マイナンバーに係る年末調整改正点

マイナンバー制度の開始により、院長先生が行う年末調整手続きにつきまして、改正点が幾つかございます。11月号では、その改正点についてご説明致します。

### ■従業員の本人確認について

前号でもお伝えしましたとおり、マイナンバー（個人番号）取得の際には本人確認が必要になります。本人確認とは（1）身元確認と（2）マイナンバー確認のことを指します。

#### (1)身元確認について

**院長先生又は経理担当者は、  
運転免許証又はパスポートを従業員に提出してもらい、従業員の身元を確認してください。**

**※確認書類を預かると安全管理を行う必要が生じますので、その場で従業員にご返却ください。**

#### (2)マイナンバー確認について


申込書③「従業員のマイナンバー（個人番号）確認に関する申込書」を追加してお送りしています。

毎年、申込書①「年末調整申込書」と申込書②「従業員の住民税の手続きに関する申込書」のご提出をお願いしておりますが、今年度から新たに**申込書③「従業員のマイナンバー（個人番号）確認に関する申込書」**の提出をお願い致します。

申込書③は、マイナンバー確認を「A. 医院でマイナンバー確認を行う」または「B. 弊法人にマイナンバー確認を依頼する」かのどちらかを選択して頂く申込書になります。

**※弊法人にマイナンバー確認を依頼する場合、  
別途1人:1,000円[税別]がかかります。**

FAX : 03-3224-2874



**申込書③**

**従業員のマイナンバー（個人番号）確認に関する申込書**

平成28年1月よりマイナンバー制度がスタートするため、平成27年10月以降、住民票に記載されている住所に、各市町村からマイナンバーの通知カードが簡易書留で順次届いているかと思えます。

従業員のマイナンバーは、今後の社会保険の手続きや年末調整等で必要となりますので、「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書、以下(扶)」にマイナンバーを記入していただき、医院ではそれを確認する義務があります。確認方法について、下記より選択してください。

尚、身元確認は医院で行って頂きますよう、お願い致します。

**※本人確認方法**

- ・「運転免許証」又は「パスポート」等で身元確認を行います。
- ・確認後、身元確認書類の原本はその場で返却してください。

A. またはB. のうち、選択する手続き方法に✓をしてください

A. 医院でマイナンバー確認を行う

- ・従業員に通知カードを提示してもらい、(扶)に記載された番号に間違いがないかを確認してください。
- ・原本はその場で返却してください。

B. 弊法人にマイナンバー確認を依頼する  
(1人:1,000円[税別])

- ・通知カードのコピーを(扶)と一緒に提出してください。
- ・Bを選択された場合、院長先生又は経理担当が、従業員の番号を確認する必要はありません。

平成27年11月20日(金)までにお送りください。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部

007010-04-001


### A. 医院でマイナンバー確認を行う場合

申込書③「従業員のマイナンバー（個人番号）確認に関する申込書」で「A. 医院でマイナンバー確認を行う」を選択された場合、必ず従業員の「通知カード」の番号（①）と「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の番号（②）が一致していることを確認してください。

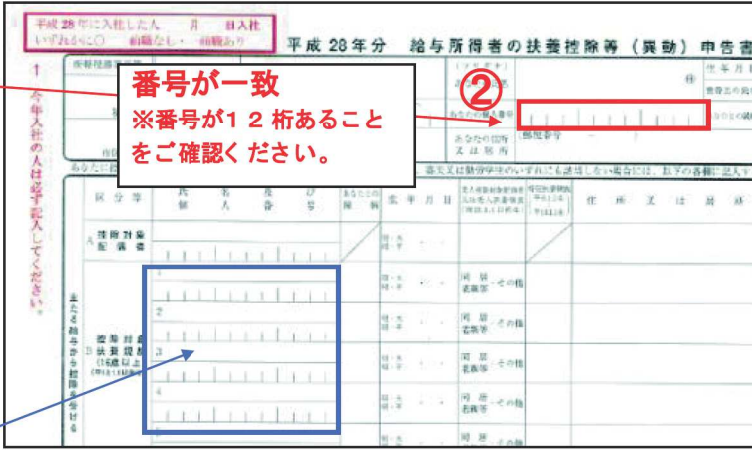
**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

①

通知カード



②



**番号が一致**  
※番号が12桁あること  
をご確認ください。

※従業員のご家族のマイナンバーは確認する必要がありません。

### B. 弊法人にマイナンバー確認を依頼する場合

申込書③「従業員のマイナンバー（個人番号）確認に関する申込書」で、「B. 弊法人にマイナンバー確認を依頼する」を選択された場合は、下記の対応をお願い致します。お手数をおかけ致しますが、よろしくお願ひします。

**院長先生又は経理担当者は、「通知カード」のコピーと「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を一緒に弊法人にお送りください。**



### ■院長先生のマイナンバーについて

「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」には、給与支払者（院長先生）の情報を書く欄があります。今年度から院長先生のマイナンバー（個人番号）を記入する欄（③）が増えましたが、この欄は空欄のまま従業員に配布してください。※もし院長先生のマイナンバーを記入してから用紙を配布してしまうと、院長先生のマイナンバーの情報が漏えいしてしまうこととなりますのでご注意ください。

**給与所得者の扶養控除等（異動）申告書**

③



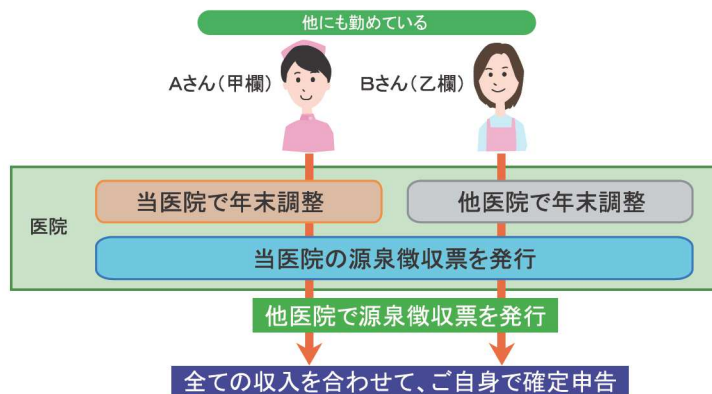
年末調整に関して、毎年ご質問の多い事項をご紹介します。従業員から、同様のご質問があった場合にご活用ください。

Q1

2か所で勤務している従業員がいます。この場合の年末調整はどうなりますか？

A1

**源泉徴収票の区分が「甲欄」か「乙欄」(※)かで、対応が異なります。**詳細は、下図をご覧ください。なお、2か所以上で勤務している従業員の方は、ご自身で確定申告を行う必要があります。



※「甲欄」、「乙欄」とは？  
一般的には、最も勤務時間が長く、かつ、給与の金額も大きい職場が「甲欄」で、そうではない職場が「乙欄」となります。

Q2

平成27年中に入社した従業員で、前職の職場から源泉徴収票をもらえない人がいます。この場合、年末調整をすることはできないのでしょうか？

A2

**その年の1月から退職までに頂いた前職の給与明細が全てそろっている場合は、年末調整の計算が可能なケースがあります。**そのケースに該当しない場合は、お手数ですが、従業員ご自身で税務署にご相談ください。



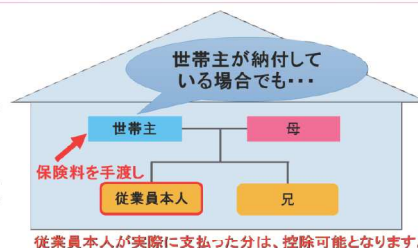
Q3

従業員が国民健康保険に加入していますが、保険料を父親が支払っています。この場合、従業員の計算では社会保険料は控除できないのでしょうか？

A3

社会保険料控除は**実際に支払った方で控除しますので**、今回のケースですと**従業員の方は控除できません。**

国民健康保険の納付書は世帯主宛てに届きますが、右図のケースのように、実際は従業員が自身の保険料を支払っている場合（世帯主に保険料を手渡している等）は、納付書の宛名が世帯主でも支払った分は社会保険料の控除が可能です。



年末調整についてのご相談は、担当者までご連絡ください。  
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部

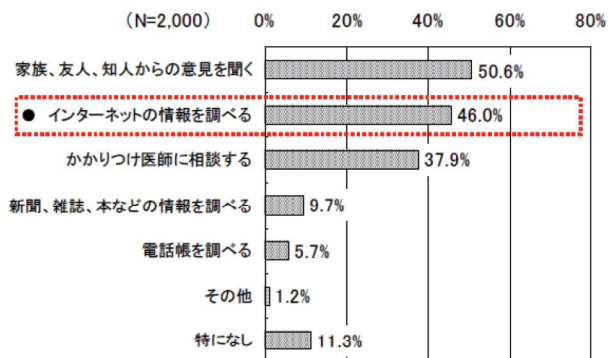
倉島 恵子  
小室 啓太



総務省がインターネットの普及状況を調べた調査によると、平成26年の1年間にインターネットを利用したことがある人の割合は82.8%となりました。（「総務省 平成26年度通信利用動向調査」より）潜在的患者が医院を探す際の手段としても、インターネットが広く利用されています。ホームページの整備は新患獲得の上で、必要不可欠なものになっています。そこで、今月号では、ホームページの活用方法についてお話しします。

### ■医療機関を選ぶときの情報源とは？

図表 2-2-8 医療機関を選ぶときの情報源（複数回答）



医院を探す際の情報源としてインターネットを利用している人が46%！！

歯科医院だけを対象とした調査でもインターネットは第1位となっています。

引用:「医療に関する国民意識調査」健康保険組合連合会

しかし、ただホームページをつくれればいいという訳ではありません。

「より良い医療機関を探す」といった**潜在的患者の意識変化に対応したホームページを作成しなければ、もはや新患は獲得できない状況となっています。**

### ■潜在的患者が知りたい情報とは？

潜在的患者がホームページから何を知りたいのかそれを意識して作成されているでしょうか？

右図からも分かるように、新患が求める情報は院長の人柄・従業員の情報・医院の得意分野等です。

- ✓院長の人柄
- ✓従業員の情報
- ✓医院の得意分野
- ✓自費診療の価格表
- ✓診療時間・診療日
- ✓電話番号・アクセス

画像と価格を対比

#### ◆自費診療の価格表

保険	材質・名称	画像	価格
保険適用外	ジルコニアセラミック	イメージ画像	×××円
	ジルコニアソフトセラミック	イメージ画像	×××円
保険適用外	硬質プラスチック	イメージ画像	×××円

自費診療を行っている場合には、価格表を載せていると思いますが、その見せ方にも工夫が必要です。視覚的に「このような仕上がりだから、少し高いんだな」と潜在的患者に分かるように、明示しなければなりません。

また、インプラントや歯周病など医院の得意分野があるのであれば、**得意分野に焦点をあてたトップページにすべきでしょう。**

他院が載せているからと、同じようなページを作る必要はないのです。

## ■SEO対策の落とし穴

サイトの評価を上げて検索結果を上位に表示させることをSEO対策（検索エンジン最適化）といいます。しかし、キーワードの選定を間違えると大きな失敗に繋がります。来院に繋がらないキーワードで、検索結果が上位になったとしても、それでは意味がないのです。

- 「歯科」
  - 「歯科医院」
  - 「歯科医院 溜池山王」
- どれが検索ワードとして適しているでしょうか？

「歯科」というキーワードを検索する人は、歯科医院を探す人だけでなく歯科全般の情報を検索する人であると考えられます。また、「歯科医院」と検索する人は歯科医院を探している人なのでしょうが、住まいが例えば山梨県かもしれません。

その点「**歯科医院 溜池山王**」は**歯科医院を探している人であり、かつ溜池山王付近の医院を探している人だと推定**できます。

潜在的患者がどこにいるのかを見極めて**無駄な広告費を使わない**ようにしましょう。

## ■ホームページのチェックポイント

- ✓ 医院の電話番号・アクセスがヘッダーに記載されていますか？
- ✓ 長すぎる(スクロールし続ける)ページになっていませんか？
- ✓ 診療科目がやたら多い「得意なことが分からない」ページになっていませんか？
- ✓ 院長や従業員の顔・人柄・医院の雰囲気が伝わるページになっていますか？
- ✓ 「お知らせ欄」がある場合、定期的に更新されていますか？
- ✓ 「患者さんの声・体験談」を掲載していますか？

一度、第三者の目になって、ホームページを見直してみてもいいかがですか？「専門家目線でホームページ・文章を作っていた」と気付くことがあるかもしれません。

初めて見た人に、伝わりやすいホームページを目指しましょう！

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ

お問い合わせ先は ☎03-3224-2873 医療事業部 稲本 美幸





平素は格別のお引き立てを賜り誠に有難うございます。

この度、11月末に、皆様へのサービス向上のため、税理士法人コーポレート・アドバイザーズ医療事業部のホームページをリニューアルすることとなりました。

※リニューアルに伴い、URLが変更になります。旧サイトを「お気に入り」等に登録されている場合は、新しいページへの登録変更をお願い致します。大変ご不便をおかけ致しますが、よろしくお願い致します。

■主な改善点

- ・セミナー等の申込みが、ホームページ上で可能になります。
- ・弊法人の発行物の一部を、ホームページ上でご覧頂けるようになります。

■リニューアル予定日:11月末

■URL:<http://www.ca-medical.jp>

今後とも、弊法人のホームページを奮ってご活用くださいますよう、お願い申し上げます。

税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部 一同



**新サイトを「お気に入り」に登録するには**

アドレスバーの横にある【お気に入り】ボタン「★」をタップまたはクリックすると、新サイトを登録できます。

上記はGoogle Chrome、Internet Explorerの場合です。

Corporate Advisers

▼東京本社▼  
〒107-0052 東京都港区赤坂 2-2-12 NBF 赤坂山王スクエア 2F  
TEL: 03-3224-2870 FAX: 03-3224-2877

CLIENT2015 年 290 号  
■発行日: 2015 年 11 月 5 日  
■発行元: 税理士法人コーポレート・アドバイザーズ 医療事業部  
■URL: <http://www.co-ad-shinjyuku.com>  
■お問い合わせ先: ☎03-3224-2873

〈国内〉 東京 / 大阪 / 横浜 / 千葉  
税理士法人コーポレート・アドバイザーズ  
社会保険労務士法人コーポレート・アドバイザーズ  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング  
株式会社コーポレート・アドバイザーズ M&A

